

償却資産の申告を忘れずに！

固定資産税は、土地や家屋のほか、償却資産（事業用資産）も課税対象になります。事業を営む目的で機械や備品などの資産を所有している、または市内事業者に資産を貸し付けている個人・法人の方は、地方税法の規定により、1月1日現在の所有状況を申告しなければなりません。固定資産台帳や減価償却費内訳表などを必ずご確認の上、期限までに申告書を提出してください。

昨年申告された方には申告書を郵送していますが、用紙が届いていない方や新たに事業を始めた方はご連絡ください。また、用紙が届いた方で償却資産を所有されていない場合は、申告書備考欄に「該当資産なし」と記入して提出してください。

申告期限 2月2日(月)

よくある質問

Q. 個人でも申告する必要がありますか？

A. 個人・法人にかかわらず、不動産賃貸業や農業など、事業を営み、資産がある場合は申告が必要です。

Q. 申告対象となる資産が何か分かりません。

A. 減価償却資産明細書または固定資産台帳をご確認ください。申告対象となる資産は、そのなかから固定資産税が課税される家屋、自動車税および軽自動車税が課税される自動車などを除いたものにおおむね一致します。

Q. 資産に増減がありませんが申告は必要ですか？

A. 資産に増減がなくても、毎年申告が必要となります。備考欄に「資産の増減なし」と記入してください。

Q. 古い資産で減価償却が終わっていても申告が必要ですか？

A. その資産を事業用として使用している限り課税の対象になりますので、申告が必要です。評価額の最低限度は取得価格の5％です。

償却資産の対象となる主な資産例（業種別）

業 種	資産の名称
全業種共通	受変電・自家発電・太陽光発電等の電気設備、中央監視装置、屋外の給排水ガス設備、駐車場舗装（アスファルト）、門・塀、看板、広告設備、エアコン、内装（テナントが施工したもの）など
一般事業（事業所）	応接セット、キャビネット、ロッカー、パソコン、金庫、コピー機、エアコンなど
不動産賃貸業（アパート・駐車場など）	屋外の給排水ガス設備、駐車場舗装、門・塀、エアコン、自転車置き場、屋外灯、駐車場用機械設備等、その他屋外の設備など
小売店・飲食店	レジスター、テレビ、カラオケ、冷蔵庫、陳列棚、ガスレンジ等の厨房用品、エアコン、看板、自動販売機、内装（テナントが施工したもの）など
写真店	写真現像焼付設備、パソコン、デジタル複写機、エアコンなど
ガソリンスタンド	独立キャノピー、構内舗装、コンクリート擁壁、排水除外設備、屋外照明設備、給油装置、洗車装置、ホイールバランス、コンプレッサーなど
建設業	ブルドーザー・スケーパー等建設用大型特殊自動車、堀削機、測量機器など
理容・美容業	理美容椅子、洗面設備、タオル蒸し器、ドライヤー、テレビ、エアコン、レジスター、サインポール、内装（テナントが施工したもの）など
病院	ベッド、手術台、エックス線装置等の医療用機器、エアコン、給食用厨房用品、看板、内装（テナントが施工したもの）など
クリーニング業	洗濯機、脱水機、乾燥機、プレス機、ボイラー、ビニール包装設備など
自動車修理業	測定・検査工具、舗装路面、施盤、プレス、圧縮機など
娯楽業	パチンコ・スロット台、テレビゲーム機、両替機、カラオケ機器、ゴルフ練習場ネット設備、テニスコートなど
印刷業	各種製盤機および印刷機、裁断機、製本設備など
農業・畜産業	代かき機、乾燥機、サイロ、草刈り機、堆肥散布機、搾乳機など

市県民税申告・償却資産の申告

申告は、市県民税、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料の計算や所得証明書の発行に必要な重要な手続きです。申告（簡易申出書を含む）を行わないと、国民健康保険税などの軽減が受けられなくなる場合があります。申告相談の円滑な実施に向けて、早めの準備にご協力ください。

日程、会場、持ち物など、詳細は今月号の広報紙と同時配布の「令和8年度市民税・県民税申告相談のお知らせ」や税務課ホームページをご覧ください。また、申告会場は大変混雑することが予想されますので、パソコンやスマートフォンでいつでもどこでも簡単に申告ができる「e-Tax」をぜひご利用ください。



▲税務課ホームページ

☎税務課 ☎22-1313

申告相談の時期に入ります

1月1日現在、市内に住所があり、一定基準に該当する方は、市県民税の申告（前年1～12月の所得の申告）をする必要があります。申告相談は、2月4日（水）から地区別に始まります。詳細は「令和8年度市民税・県民税申告相談のお知らせ」をご覧ください。

※混雑緩和のため、できる限り申告書をご自分で作成し、郵送や電子申告で提出をお願いします。

各会場の入場時間について

地区公民館は午前8時30分から、市役所は午前8時からとなります。受付開始時間前後は駐車場が大変混雑しますので、ご注意ください。

※入場時間より前には入れませんので、会場付近に並ばないようお願いします。来場者の受付は入場後に開始し、申告相談は午前9時からとなります。

予定納税された方

税額の計算に必要な予定納税額が記載されているため、税務署で送付した「確定申告のお知らせ」を必ず会場にお持ちください。

畜産農家（肉用牛、酪農）の方

畜産農家の方は、申告に時間がかかりますので、指定日にお越しください。夜間の部や予備日（3月12・13日）の申告はご遠慮ください。

無収入などの場合の申告

昨年中に収入が無かった方や非課税所得（障害年金、遺族年金、雇用保険など）のみの方は、3月13日（金）までに「簡易申出書」を税務課に提出してください。

※郵送のほか、オンラインでも受け付けます。

領収書などの計算について

営業・農業・不動産の経費の領収書は種類（科目）ごとに「収支内訳書」にまとめて、医療費の領収書は「医療費控除の明細書」に医療機関ごとにまとめて必ず事前に計算をお願いします。

※計算がお済みでない場合、受け付けできません。

問い合わせはお早めに

申告相談期間中は、担当職員が税務課の窓口を不在にします。問い合わせにすぐに対応できないことがありますので、できる限り期間前までにお問い合わせください。

大河原税務署から 令和7年分確定申告のお知らせ

☎大河原税務署 ☎0224-52-2202

申告書作成会場の混雑緩和のため、入場される際は「入場整理券」が必要です。

入場整理券はLINEから事前に発行します。

大河原税務署（敷地内東側庁舎）の確定申告会場開設期間など

●期 間 2月16日（月）～3月16日（月）（土・日・祝日を除く）

●開設時間 9:00～17:00

●必要な物 スマートフォン、マイナンバーカード、2種類のパスワード（①利用者証明用電子証明書（数字4ケタ）および②署名用電子証明書（英数字6～16文字））、税額計算などに必要な書類



▲LINE公式アカウント